

大飯地域の緊急時対応
●前回分科会からの変更点
○今後、確認・協議を要する事項

平成 28 年 6 月 23 日

【1. 大飯地域の概要】

- (1) 「大飯発電所の概要」(P. 5)
●大飯 3 号機の運転開始を「1991 年 12 月」に修正。
- (2) 「昼間流入出入口（就労者等）の状況」(P. 8)
●堅海（かたみ）の読みを（かつみ）に修正。

【2. 緊急事態対応体制】

- (1) 「京都府及び関係市町の対応体制」(P. 13)
●「災害警戒本部等」の名称を修正。

【3. PAZ 圏内の施設敷地緊急事態における対応】

- (1) 「対応のポイント」(P. 22)
●以下を削除（PAZ 内に病院・社会福祉施設は無いため）。
「PAZ 圏内の病院における入院患者及び PAZ 圏内の社会福祉施設の入所者を、あらかじめ定められた避難先又は近傍の屋内退避施設へ移送すること。」
- (2) 「福井県、おおい町及び小浜市における初動対応」(P. 23)
●「栽培漁業センター」を「福井県栽培漁業センター」に修正。
- (3) 「おおい町及び小浜市における住民への情報伝達」(P. 24)
●「栽培漁業センター」を「福井県栽培漁業センター」に修正。
- (4) 「おおい町及び小浜市の PAZ 圏内の在宅の避難行動要支援者への対応」(P. 26)
●屋内退避施設を修正（はまかぜ交流センター、大島小学校、福井県栽培漁業センター、3 施設）。
●敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」/おおい の /おおい 部分を削除。
- (5) 「おおい町及び小浜市において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力」(P. 27)
●以下を削除。
「近距離のためピストン輸送（4 往復）を想定。」
●在宅避難行動要支援者の必要車両台数の修正（ピストン輸送を削除したため）。
福祉車両（ストレッチャー）2 台→5 台、福祉車両（車イス）3 台→9 台
- (6) 「おおい町及び小浜市における施設敷地緊急事態での輸送能力の確保」(P. 28)【福】
●在宅避難行動要支援者の必要車両台数の修正（ピストン輸送を削除したため）。
福祉車両（ストレッチャー）2 台→5 台、福祉車両（車イス）3 台→9 台
○不足車両の確保先（市町、関電、バス協会等）。

- (7) 「自然災害等により道路等が通行不能になった場合の復旧策」(P. 30)
- <兵庫県の管理道路>兵庫県災害対策本部が応急復旧作業を実施。と追記
(県やおおい町の避難計画に定められている道路に兵庫県管理道路も含まれているため)。
- (8) 「降雪時の避難経路の確保」(P. 31, 83, 84)【京】【滋】
- 福井県：除雪機器の保有台数の時点「平成27年3月時点」→「平成28年3月時点」に修正。「若、狭町」→「若狭町」に変更
 - 【5. UPZ 圏内における対応】へ、京都府分と滋賀県分のページを移動。
 - 「京都府における降雪時の避難経路の確保」下の文章及び京都府、京都府道路公社配備台数について修正。その他については確認中。
 - 滋賀県：変更無しで良いか。

【4. PAZ 圏内の全面緊急事態における対応】

- (1) 「おおい町及び小浜市における PAZ 圏内の住民の避難先」(P. 33)
- 堅海（かたみ）の読みを（かつみ）に修正。
 - おおい町大島地区と小浜市内外海地区の合計人数を「1,047人」→「1,017人」に修正。
- (2) 「PAZ 圏内における自家用車で避難できない住民の数」(P. 34)【福】
- 「栽培漁業センター」を「福井県栽培漁業センター」に修正。
 - 自家用車で避難ができない住民数（おおい町、小浜市においてアンケートや区長および民生委員への聴き取り等により調査を実施する予定）。
- (3) 「PAZ 圏内の海水浴場及び入場者の数」(P. 36)
- 「栽培漁業センター」を「福井県栽培漁業センター」に修正。
- (4) 「全面緊急事態で必要となる輸送能力」(P. 37)【福】
- 自家用車で避難ができない住民数及び最大必要車両台数の見積り（P. 34の結果により対応）。
- (5) 「全面緊急事態での輸送能力の確保」(P. 38)【福】
- 確保車両台数の見積り（P. 34の結果により対応）。
 - 不足車両の確保先（関電、バス協会等）(P. 34の結果により対応)。
- (6) 「PAZ 圏内2地区から避難先施設までの主な経路（おおい町大島地区）」(P. 39)【福】
- 避難対象地区・避難先・避難経路の明確化（境界線、レイアウト）。
 - 内容確認。
- (7) 「PAZ 圏内2地区から避難先施設までの主な経路（小浜市内外海地区）」(P. 40)【福】
- 避難対象地区・避難先・避難経路の明確化（境界線、レイアウト）。
 - 内容確認。
- (8) 「避難を円滑に行うための対応策」(P. 41)【福】
- 30km圏の円の表示を追記。
 - 県内避難を考慮した、東方向の付記（道路情報板設定箇所については県警と調整中）。

(9) 「半島地域が孤立した場合の対応（大島半島、内外海半島）」(P. 43)【福】

- 「栽培漁業センター」を「福井県栽培漁業センター」に修正。
- 内外海半島にヘリポート適地（旧堅海小学校）を追加することの調整。

【5. UPZ 圏内における対応】

(1) 「UPZ 圏内住民の避難先」(P. 46)

- 「京都市（内）」を「京都市内」に修正。

(2) 「UPZ 圏の京都府内各市町の避難先」(P. 48)

- 市町の数修正。

(3) 「福井県の UPZ 圏内における在宅の避難行動要支援者の防護措置」(P. 55)【福】

- 小浜市の支援者数、美浜町の支援者数（5市町に確認中）。

(4) 「福井県における UPZ 圏内の学校・保育所等の防護措置」(P. 56)

- フロー図を修正。

(5) 「UPZ 圏内から避難先施設までの主な経路（福井県関係市町）」(P. 58-62)【福 5】

- 枠内の文章の見直し。
「地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートより避難を実施。」
- 避難対象地域・避難先・避難経路の明確化（境界線、レイアウト）。
- 国道 303 号を「代替経路」に。その他、内容確認。

(6) 「京都府における UPZ 圏内の医療機関・社会福祉施設の避難先」(P. 63)【京】

- 枠内に、(43 施設 2,255 人)を追記。
- 「5～30km 圏内」の「施設数」「入所者数」、「30km 圏外」の「受入候補施設数」「受入可能人数」を追記。
- ※2 を「平成 28 年 3 月 31 日現在」に修正。
- ※の医療ケアが必要な人数は確認中。

(7) 「京都府の UPZ 圏内における在宅の避難行動要支援者の防護措置」(P. 65)【京】

- 京都市の要支援者・支援者、他の市町は変更無しで良いか。

(8) 「京都府における UPZ 圏内の学校・保育所等の防護措置」(P. 66)【京】

- 「教育機関数」「児童・生徒数」を入力（京都府 HP より）。
- フローの見直し（避難先から保護者への引渡しを追記）。
- 内容確認。

(9) 「UPZ 圏内から避難先施設までの主な経路（京都府関係市町）」(P. 68-72)【京 5】

- 枠内の文章の見直し。
「地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートより避難を実施。」
- 避難対象地域・避難先・避難経路の明確化（境界線、レイアウト）。
- 確認中。

- (10) 「滋賀県における UPZ 圏内の医療機関・社会福祉施設の避難先」(P. 73)【滋】
○避難先施設の「受入施設数」「受入可能人数」は調整中。
- (11) 「滋賀県の UPZ 圏内における在宅の避難行動要支援者の防護措置」(P. 74)【滋】
○時点、「避難先」からのフローを要確認。
- (12) 「滋賀県における UPZ 圏内の学校・保育所等の防護措置」(P. 75)【滋】
●フローの見直し（避難先から保護者への引渡しを追記）。
○児童生徒数（小学校・高等学校）、時点を要確認。
- (13) 「UPZ 圏内から避難先施設までの主な経路（高島市）」(P. 77)【滋】
●枠内の文章の追記。
「地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートより避難を実施。」
●避難対象地域・避難先・避難経路の明確化（境界線、レイアウト）。
○内容見直し、要確認。
- (14) 「UPZ 圏内市町の一時移転等における輸送能力の確保【福井県・京都府・滋賀県】」(P. 78-80)【福】【京】【滋】
●再計算。
・福井県 必要車両台数：合計 85 台、小浜市 34 台、若狭町 18 台、美浜町 12 台
・京都府 バスによる一時移転等が必要となる住民：南丹市 2,625 人
・京都府 必要車両台数：合計 1,451 台、綾部市 29 台、南丹市 59 台
●枠内の頁を「81 頁」に修正。
○変更無しで良いか。
○福祉車両の確保の描き方。

【6. 放射線防護資機材、物資、燃料備蓄・供給体制】

- (1) 「PAZ 圏内防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄体制」(P. 86)
●小浜市分の放射線防護対策施設（1 施設）を追記。
●PAZ 圏に医療施設・福祉施設がないため、記載欄を削除。
- (2) 「UPZ 圏内防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄・供給体制」(P. 87)【京】【滋】
○内容要確認。
- (3) 「福井県、京都府及び滋賀県の関係市町における行政備蓄」(P. 89)
●タイトルに京都府を追記。
- (4) 「福井県、京都府及び滋賀県における行政備蓄」(P. 90)【京】【滋】
○内容要確認（滋賀県新規記載有無の要否）。
- (5) 「おおい町及び小浜市からの PAZ 圏内避難時（県内避難）の物資備蓄・供給体制」(P. 91)
●小浜市分追記：協定の種類「災害時等における生活物資の供給協力に関する協定ほか 2 協定」、内容：「災害時等における生活物資の供給」
●枠内：「避難住民約 1,047 人」→「避難住民約 1,017 人」に修正。

(6)「おおい町及び小浜市からのPAZ圏内避難時(県外避難)の物資備蓄・供給体制」(P. 92)

- 枠内：「避難住民約1,047人」→「避難住民約1,017人」に修正。

(7)「物資集積拠点・一時集結拠点」(P. 93)【京】

- 右下に以下を追記。
「※滋賀県は、倉庫業者との締結に基づき状況に応じて設置。」
- 変更無しで良いか。

【7. 緊急時モニタリングの実施体制】

- 大飯地域版に差替え。
- 継続調整。

【8. 原子力災害時の医療の実施体制】

(1)「避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄状況と緊急配布」(P. 110-111)【滋】

- 京都府：配備先の修正(ただし、今後配備先が増える可能性あり)。
- 滋賀県：内容確認(地図上へのプロットの可否)。

(2)「福井県、京都府及び滋賀県の避難退域時検査場所の候補地」(P. 112)【福】【京】【滋】

- 内容要確認(福井県・滋賀県：現在調整中(今津スタジアム))。

(3)「避難退域時検査場所を通過する避難元市町」(P. 113)【福】【京】【滋】

- 内容要確認(福井県・滋賀県：現在調整中(今津スタジアム))。

(4)「避難退域時検査場所における活動基本フロー」(P. 117)【滋】

- 内容要確認。

(5)「原子力災害時の医療体制」(P. 118)

- 「原子力災害拠点病院」の欄について、「福井県、京都府、滋賀県」に修正。
- 「原子力災害医療・総合支援センター・高度被ばく医療支援センター」の欄について、「広島大学」に修正。

【9. 国の実動組織の支援体制】

(1)「施設敷地緊急事態からの現地実動組織の体制」(P. 122)

- 「PAZ圏内施設敷地緊急事態要支援者」について、「小学校1校」「保育所1施設」に修正(医療機関、社会福祉施設は無し)。

(2)「自然災害時等により道路等が通行不能になった場合の対応」(P. 123)【福】【京】【滋】

- 内外海半島にヘリポート適地(旧堅海小学校)を追加することの調整。
- 内容要確認。

以上

参考資料1

6月23日時点版

大飯地域の緊急時対応 (全体版)

内閣府(原子力防災)
福井エリア地域原子力防災協議会

資料中に記載の内容については今後の精査・調整により変更の可能性あり

0. はじめに	P.3
1. 大飯地域の概要	P.4
2. 緊急事態対応体制	P.9
3. PAZ圏内の施設敷地緊急事態における対応	P.22
4. PAZ圏内の全面緊急事態における対応	P.32
5. UPZ圏内における対応	P.44
6. 放射線防護資機材、物資、燃料備蓄・供給体制	P.85
7. 緊急時「ニクリグ」の実施体制	P.97
8. 原子力災害時の医療の実施体制	P.107
9. 国の実動組織の支援体制	P.119

0. はじめに

・この「緊急時対応」は、内閣府が設置した福井エリア地域原子力防災協議会において、関西電力(株)大飯発電所を対象とした原子力災害に関し、原子力災害対策重点区域を含む地方自治体の地域防災計画及び国の緊急時における対応をとりまとめたもの。

1. おおい大飯地域の概要

- 大飯発電所は、福井県大飯郡おおい町に設置している原子力発電所である。
- 大飯発電所は、昭和54年の3月から1号機による営業運転を開始。同年12月に2号機、平成3年に3号機、平成5年に4号機の運転を開始している。

関西電力(株)大飯発電所について

(1) 所在地 福井県大飯郡おおい町

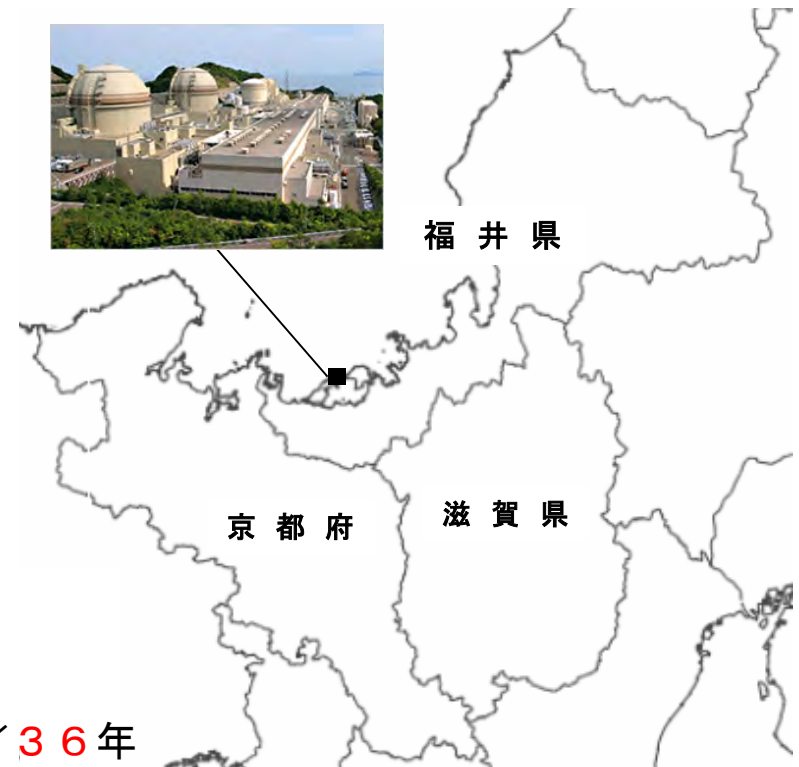
(2) 概要

1号機：117.5万kW・PWR
2号機：117.5万kW・PWR
3号機：118.0万kW・PWR
4号機：118.0万kW・PWR

(3) 着工／運転開始／経過年数 (2015年11月時点)

1号機：1972年10月／1979年 3月／36年
2号機：1972年11月／1979年12月／35年
3号機：1987年 3月／1991年12月／23年
4号機：1987年 3月／1993年 2月／22年

大飯発電所



出典：国土地理院ホームページ(<http://maps.gsi.go.jp/#8/35.496456/135.763550>)
「白地図」国土地理院(<http://maps.gsi.go.jp/#8/35.496456/135.763550>)を
もとに内閣府(原子力防災)作成

原子力災害対策重点区域の概要

- 福井県地域防災計画、京都府地域防災計画及び滋賀県地域防災計画では、原子力災害対策指針に示されている「原子力災害対策重点区域」として、発電所より概ね5kmを目安とするPAZ圏内、発電所より概ね5～30kmを目安とするUPZ圏内の対象地区名を明らかにしている。
- 大飯地域における原子力災害対策重点区域は、PAZ圏内はおおい町、小浜市(福井県)、UPZ圏内は6市5町にまたがる。



<概ね5km圏内>

PAZ(予防的防護措置を準備する区域):
Precautionary Action Zone

⇒ 急速に進展する事故を想定し、事故が発生したら直ちに避難等を実施する区域

1市1町(おおい町、小浜市)

住民数:おおい町748人、小浜市269人

<概ね5～30km圏内>

UPZ(緊急時防護措置を準備する区域):
Urgent Protective Action Planning Zone

⇒ 事故が拡大する可能性を踏まえ、避難や屋内退避等を準備する区域

6市5町(おおい町、小浜市、高浜町、若狭町、美浜町(福井県)、
京都市、舞鶴市、綾部市、南丹市、京丹波町(京都府)、
高島市(滋賀県))

住民数:161,993人

原子力災害対策重点区域周辺の人口分布（一般住民）

➤ PAZ圏内人口は1,017人、UPZ圏内人口は161,993人、原子力災害対策重点区域内の人口は合計で163,010人。

関係市町名		PAZ圏内		UPZ圏内		合計	
		(概ね5km圏内)		(概ね5～30km圏内)			
福井県	おおい町 <small>おおい ちょう</small>	748 人	281 世帯	7,737 人	2,930 世帯	8,485 人	3,211 世帯
	小浜市 <small>おばまし</small>	269 人	85 世帯	30,095 人	11,810 世帯	30,364 人	11,895 世帯
	高浜町 <small>たかはま ちょう</small>			10,731 人	4,201 世帯	10,731 人	4,201 世帯
	若狭町 <small>わかさ ちょう</small>			15,718 人	5,079 世帯	15,718 人	5,079 世帯
	美浜町 <small>みはま ちょう</small>			10,197 人	3,716 世帯	10,197 人	3,716 世帯
小計		1,017 人	366 世帯	74,478 人	27,736 世帯	75,495 人	28,102 世帯
京都府	京都市 <small>きょうとし</small>			298 人	146 世帯	298 人	146 世帯
	舞鶴市 <small>まいづるし</small>			81,177 人	38,480 世帯	81,177 人	38,480 世帯
	綾部市 <small>あやべし</small>			1,684 人	877 世帯	1,684 人	877 世帯
	南丹市 <small>なんたんし</small>			3,499 人	1,540 世帯	3,499 人	1,540 世帯
	京丹波町 <small>きょうたんば ちょう</small>			286 人	122 世帯	286 人	122 世帯
小計				86,944 人	41,165 世帯	86,944 人	41,165 世帯
滋賀県	高島市 <small>たかしまし</small>			571 人	309 世帯	571 人	309 世帯
小計				571 人	309 世帯	571 人	309 世帯
合計		1,017 人	366 世帯	161,993 人	69,210 世帯	163,010 人	69,576 世帯

昼間流入出入口（就労者等）の状況

- 平成22年度国勢調査によれば、ちょう おおい町及びお ば ま し 小浜市全体での他市町村からの昼間流入人口は、約6,094名／日。
- また、平成24年度経済センサス調査データによると、関西電力関連企業を中心に111事業所、約1,559人がPAZ圏内にて就労。
- 就労者の多くは、自家用車又は民間企業が所有するバスを通勤手段としている。
- 昼間、夜間を比較しても人口に大きな差がない。

<昼間流入・流出人口>

	他市町村からの流入人口(人)	他市町村への流出人口(人)	差引増△減(人)
<small>ちょう</small> おおい町	2,129	1,698	431
<small>お ば ま し</small> 小浜市	3,965	3,092	873

<PAZ圏内の就労者数>

市町名	PAZ圏内対象地区	事業所数	従業員数(人)
<small>ちょう</small> おおい町	<small>おおしま</small> 大島地区	104	1,537
	合 計	104	1,537

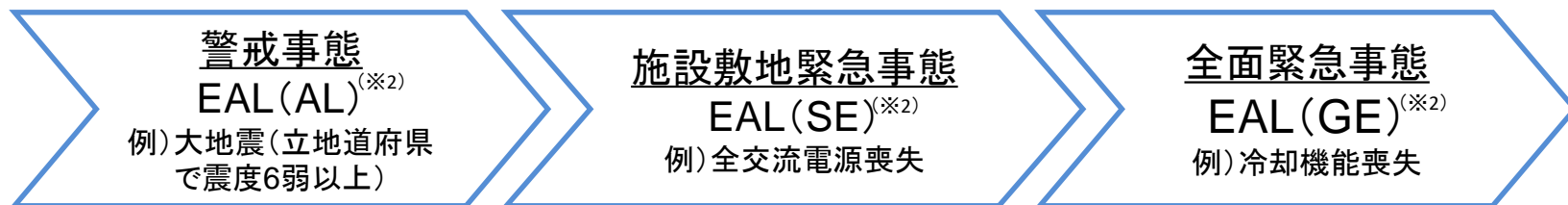
市町名	PAZ圏内対象地区	事業所数※1	従業員数(人)
<small>お ば ま し</small> 小浜市	<small>かつみ</small> 堅海区	2	7
	<small>とまり</small> 泊区	5	15
	合 計	7	22

※1 事業所は殆ど、民宿や地元の水産会社のため、従業員は殆ど地元住民

2. 緊急事態対応体制

原子力災害対策指針が定める緊急時の防護措置 (緊急時活動レベル: EAL^(※1))

- 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出開始前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。



施設敷地緊急事態要避難者^(※3)の避難・屋内退避の準備開始

施設敷地緊急事態要避難者^(※3)の避難開始・屋内退避

住民の避難準備開始

住民の避難開始

安定ヨウ素剤の服用準備

安定ヨウ素剤の服用

屋内退避の準備

屋内退避

PAZ圏内
(~5km)

UPZ圏内
(5~30km)
^(※4)

UPZ圏外
(30km~)
^(※5)

- (※1) EAL(Emergency Action Level): 緊急時活動レベル
避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、原子力施設の状況に応じて対策するように、事前に定めた判断基準
- (※2) (AL)=Alert (SE)=Site area Emergency (GE)=General Emergency
- (※3) 避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者(災害対策基本法第8条第2項第15号に定める要配慮者をいう。)等、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者
- (※4) 事態の規模、時間的な推移に応じてUPZ圏内においても段階的に予防的防護措置を実施する場合あり。
- (※5) UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。